

助成制度のご案内

充電設備導入促進事業

集合住宅向け

東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて、充電設備の導入を支援します。



事業期間	令和 4 年度から令和 6 年度（年度ごとに受付期間を設けます。）
概要	東京都内の集合住宅において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。

お問合せ先・申請先



公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）都市エネ促進チーム
〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階
TEL：03-5990-5159
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く。）9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）
URL <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge>



『マンションアドバイザー派遣制度』（利用料金無料）

充電設備等の設置にあたってアドバイス等が必要な場合、マンション管理の専門家を派遣する制度があります。
制度の詳細は、以下をご覧ください。直接お申込みください。（助成金申請とは窓口が異なります。）

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター <https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser.html>

内容

助成対象者

東京都内の集合住宅に設置する充電設備の所有者
(法人、個人、法人格のないマンション管理組合及びリース事業者)

助成対象設備・要件

- ①電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であること。
- ②経済産業省の「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」及び「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」で補助金交付対象として承認された設備であること。
- ③新品であること。

設備購入費

設置工事費^{※1}

受変電設備改修費^{※1※2}

超急速充電設備
(出力90kW以上)

急速充電設備
(出力10kW以上)

・普通充電設備
・V2H充放電設備
・充電用コンセント
スタンド

充電用コンセント

全額^{※1}

(機種ごとの上限あり)

半額

(機種ごとの上限あり)

上限 **500万円**

1基当たり

上限 **6万円** (1kW当たり) or 上限 **309万円** (1基当たり)

いずれか低い方

上限 **81万円**

1基目

上限 **40万円**

2基目～

上限 **60万円**

1基目

上限 **30万円**

2基目～

上限 **435万円**

助成対象経費・助成額

- ※上記金額は消費税その他助成対象外経費を除いた金額です。
 ※1国補助金を併用する場合は、その交付金額分を差引いた額が上限額となります。
 ※2充電設備の合計出力が50kW以上の場合に限りです。

太陽光発電システム及び蓄電池

助成対象設備

太陽光モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池等
※ただし、V2Hを導入する場合に限る。

助成対象経費助成額

購入費・工事費 上限1,500万円※
※ただし、太陽光発電システム30万円/kW、蓄電池20万円/kWhを上限とする。

申請について

- ①国の補助金を併用する場合
工事が完了し、国の額の確定通知書を受領してから、交付申請を提出
(工事・支払完了から1年以内)
- ②国の補助金を併用しない場合
工事開始前に交付申請を提出